

2026年10月30日

サイバーセキュリティ対策の強化と各種預金申込等における対応について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、特命・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の被害が深刻な状況にあり、偽造や変造された本人確認書類により開設された預貯金口座等が犯罪やマネーロンダリングに悪用されております。

このような状況を踏まえ、島根中央信用金庫（理事長 福間 均）では、不正に入手した個人情報を悪用する「なりすまし」による口座開設を未然に防ぎ、お客さまへ安心・安全な金融サービスを提供すべく、本人確認を以下のとおり厳正に行っています。

なお、本取組は、2027年4月改正の、犯罪収益移転防止法の施行に伴うICチップ情報の読取りに原則一本化されるところの内容を前倒しで行っております。

当金庫では、今後もお客さまの大切なご預金を守り、より便利にご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

○預金および融資申込時における本人確認について

【店頭・窓口での本人確認】

- ・すでに2026年2月から「真贋判定機」によるICチップ読取りとしています。

【WEB（非対面）による本人確認】

- ・すでに2025年7月からマイナンバーカードによる公的個人認証（JPKI）のみでの取扱いとしています。（運転免許証などの写真だけでは申し込みができません）

【渉外活動時の本人確認】

- ・2026年12月から最新のICチップリーダーに切替えたものを、渉外担当者が使用しているタブレットに接続し、ICチップの読取りを行います。

2027年4月の犯罪収益移転防止法の法改正に先行して
ICチップの読取りによる真贋判定を進めています。

以上



本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
事務部 事務支援課
Tel (0853) 20-1000

※「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

